

ホスティングサービスに関する会員規約

株式会社 IDC フロンティア

目 次

ホスティングサービスに関する会員規約（Ver.1.0）	1
第1条（規約の適用）	1
第2条（規約の変更）	1
第3条（定義）	1
第4条（会員契約の申込み）	2
第5条（会員契約の成立）	2
第6条（単位）	3
第7条（本件ID等の設定等）	3
第8条（本件ID等の管理）	4
第9条（会員データの管理）	4
第10条（申告事項の変更等）	5
第11条（料金等）	5
第12条（本サービスの提供）	5
第13条（利用環境の整備）	5
第14条（禁止事項）	6
第15条（著作権等）	7
第16条（会員による会員契約の解除）	7
第17条（当社による会員契約の解除）	7
第18条（会員契約の解除後の措置）	8
第19条（資料等の提供及び返還）	8
第20条（秘密情報の取扱）	9
第21条（個人情報の取扱）	10
第22条（免責）	10
第23条（消費者契約に関する免責の特則）	11
第24条（権利義務譲渡の禁止）	11
第25条（通知方法）	11
第26条（準拠法）	12
第27条（合意管轄）	12
第28条（準拠法）	12
第29条（協議等）	12
附 則	13
個人情報の保護に関する規程	14
第1条（本規程の位置づけ）	14
第2条（目的外利用の禁止）	14

第3条	（秘密保持）	14
第4条	（管理）	14
第5条	（持ち出し禁止）	14
第6条	（管理責任者）	14
第7条	（管理責任者等の管理）	14
第8条	（アクセス制限）	14
第9条	（複製等の禁止）	15
第10条	（本人からの請求）	15
第11条	（報告）	15
第12条	（返却等）	15
第13条	（漏洩等の処理）	15

ホスティングサービスに関する会員規約（Ver.1.0）

第1条 （規約の適用）

1. 株式会社 IDC フロンティア（以下「当社」といいます。）が提供する本サービス（第3条（定義）に定義されます。）を利用するためには、このホスティングサービスに関する会員規約（以下「本会員規約」といいます。）に定めるところにより、当社と会員契約（第3条（定義）に定義されます。）を締結する必要があります。本会員規約は、当社の本サービス（第3条（定義）に定義されます。）を利用する会員に適用されます。
2. 当社は、本会員規約のほか、個人情報の保護に関する規程を定めます。この規程は、特に断りのない限り本会員規約の一部を構成し、その変更等手続きは本会員規約に準じます。
3. 本会員規約は、会員登録サイト等において、いつでも閲覧することができます。また、会員は、いつでも本会員規約をダウンロードすることができます。

第2条 （規約の変更）

1. 当社は、本会員規約を変更することがあります。この場合、当社は、変更予定日の遅くとも30日前までに会員に対し変更内容を通知します。通知の方法は、本会員規約の定めるところによります。
2. 本会員規約の変更日以降は、会員契約には、変更後の本会員規約の規定が適用されることとなります。

第3条 （定義）

本会員規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

(1) 「本約款」

当社の「ホスティングサービスに関する契約約款」（個別規程を含みます。）をいいます。

(2) 「個別規程」

本約款に付帯して特別に定める個別規程及び個別契約書をいいます。

(3) 「本サービス」

本約款に基づいて当社が提供するホスティングサービス（オプションサービス及び付帯サービスを含みます。）のうち、本ウェブサイトから利用できる当社所定のサービスをいいます。

(4) 「付帯サービス」

本サービスのうち、個別規程の定めに従って当社が提供するサービスをい

ます。

- (5) 「会員登録サイト」
会員が会員契約の申込みをするために、当社がインターネット上に公開にするウェブページをいいます。
- (6) 「本ウェブサイト」
当社が会員に開示する本サービスの提供を受けるために必要なウェブページをいいます。
- (7) 「会員」
本サービスの提供を受けるために本会員規約に基づき当社と会員契約を締結した法人又は個人をいいます。
- (8) 「会員契約」
本サービスの提供を受けるために本会員規約に基づき当社と会員との間で締結される契約をいいます。
- (9) 「アカウント ID」
当社が付与する、会員とその他の者を識別し、会員を認証するために用いられる符号であって、可変でないものをいいます。
- (10) 「本件 ID」
特定のアカウント ID に対応し、パスワードと組み合わせて、会員が設定する、会員とその他の者を識別し、会員を認証するために用いられる符号であって、可変であるものをいいます。
- (11) 「パスワード」
本件 ID と組み合わせて、会員が設定する、会員とその他の者を識別するために用いられる符号であって、可変であるものをいいます。

第4条 （会員契約の申込み）

1. 会員契約の申込みは、会員登録サイトから申し込む方法により行うものとします。
2. 会員契約の申込みにおいては、会員は、会員登録サイト上の申込フォームのすべての申告事項を漏れなく入力し、画面に表示される手順に従って申告事項を確認の上、送信の操作を行うものとします。
3. 前項の申込みの際には、会員は、本規約及びそれに添付の個人情報の保護に関する規程の内容を確認するものとし、前項の申込みがあった場合には、本会員規約及びそれに添付の個人情報の保護に関する規程に同意したものとみなします。

第5条 （会員契約の成立）

1. 会員契約は、前条に定める会員の申込みが当社に到達し、当社がこれを審査の上、承諾したときに成立するものとします。この場合の承諾の通知は、電子メールを用

いてこれを行うものとしします。

2. 当社は、前各項その他本会員規約の規定にかかわらず、会員に次の各号のいずれかの事由がある場合には、会員契約を締結しないことがあります。
 - (1) 会員が実在しない場合又は会員の実在を確認できない場合
 - (2) 会員が当社に申告した事項に虚偽の記載、誤記や記入漏れがあったとき。
 - (3) 会員が本サービスに係る料金又はその他の費用の支払いを怠る虞があり、若しくは過去に怠ったことがあるとき。
 - (4) 決済手段として会員が届け出たクレジットカードがクレジットカード会社により無効扱いとされているとき、又は当社の指定する立替代行業者が会員との立替払契約の締結を拒否したとき。
 - (5) 会員が本規約に違背することが明らかに予想される場合。
 - (6) 会員が当社又は第三者の信用を毀損若しくは業務を妨害する虞があるとき
 - (7) 会員が過去に当社から会員契約若しくは当社が提供するサービスの利用契約を解除され、又は本サービス若しくは当社が提供する他のサービスの提供を停止されていたとき。
 - (8) 会員になろうとする者が申込みの際に未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人であつて、自らの行為によって確定的に会員登録の申込を行う行為能力を欠き、法定代理人その他の同意権者の同意又は追認がない場合。
 - (9) 第17条(当社による会員契約の解除)第2項各号に該当する事由があるとき、又はその虞のあるとき。
 - (10) 上記各号のほか、当社が、業務を行う上で支障があるとき、又は支障の生じる虞があるとき。

第6条 （単位）

1. 一のアカウント ID につき一の会員契約が成立するものとしします。
2. 会員は、当社と複数の会員契約を締結することができます。

第7条 （本件 ID 等の設定等）

1. 会員は、第4条（会員契約の申込み）に基づく会員契約申込みの際に、申込フォームに本件 ID 及びそれに対応するパスワード（総称して、以下「本件 ID 等」といいます。）を設定するものとしします。なお、会員は、本件 ID を複数設定することができます。
2. 会員は、一の会員契約につき、複数の本件 ID 等を設定することができます。ただし、数量に制限があります。
3. 当社は、前項の本件 ID 等の設定後速やかに、本件 ID 及び本ウェブサイトの URL を電子メールにより会員に通知します。

4. 前項の電子メールに記載の本ウェブサイトの URL を会員がクリックし、認証されることにより、第 5 条（会員契約の成立）第 1 項に規定の会員契約の承諾がなされたものとみなします。
5. 会員は、本ウェブサイトにおいて本件 ID 等を入力することにより、本サービスに係る利用契約の申込みを行うことができるものとします。

第8条 （本件 ID 等の管理）

1. 会員は、アカウント ID 及び本件 ID 等を認定利用者（本約款に定義します。以下同じ。）及び会員の従業員等（会員が法人である場合に限るものとし、本約款に定義します。以下同じ。）以外の第三者に使用させないものとし、善良なる管理者の注意をもって厳重に管理（本件 ID 等の適宜変更を含みます。）するものとします。
2. 会員は、本件 ID 等を適宜変更するものとします。なお、会員は、アカウント ID を変更することができません。
3. 会員は、本件 ID 等を、認定利用者及び会員の従業員等以外の第三者に開示・漏洩、共有、売買、譲渡、貸与等してはならないものとします。
4. 本件 ID 等を用いた本サービスの利用その他一切の行為は、全て会員による利用とみなすものとし、本件 ID 等の管理不備、使用上の過誤又は第三者の不正使用等により会員自身又はその他の者が損害を被った場合でも、当社は一切その責任を負わないものとします。
5. 本件 ID 等により本サービスが利用されたときには、その会員自身による利用とみなされるものとし、会員は、その利用に係る料金等を負担するものとします。
6. 会員は、第 2 項に定める本件 ID 等の適切な管理を欠いたために当社が損害を被った場合、当該損害を賠償する責任を負います。ただし、当社の責めに帰すべき事由により本件 ID 等が第三者に利用された場合はこの限りではありません。

第9条 （会員データの管理）

1. 会員は、会員等が会員契約において提供、送受信及び登録する会員データ（会員契約の申込みの際の申告事項及び本件 ID 等を含むが、これらに限定されません。以下同じ。）については、会員等自らの責任で同一の会員データを保存しておくものとし、当社はかかる会員データに関して、会員に開示又は再発行する義務はないものとします。
2. 当社は、第 16 条（会員による会員契約の解除）又は第 17 条（当社による会員契約の解除）により会員契約が解除された場合、会員契約において会員が当社に提供、送信及び登録した会員データを削除します。なお、これによる会員の直接及び間接の損失並びに損害等に対して、当社はいかなる責任も負わないものとします。

第10条 （申告事項の変更等）

1. 会員は、第4条（会員契約の申込み）に定める申告事項に変更がある場合、遅滞なく、その旨を当社所定の方法により当社に通知するものとします。
2. 当社は、前項の規定により変更通知を受領した場合、遅くとも変更通知を受領した月の翌月の初日（当社が別途指定した場合は、それによります。）から変更された申告事項を適用します。
3. 当社は、会員が第1項に定める通知を怠ったことで会員が損害を被った場合であっても、その責任を一切負わないものとします。
4. 会員は、常に当社からの電子メールが、会員が届け出たメールアドレスに確実に到達しうるようにし、当社から依頼のあった場合には、それに対して遅滞なく応答をおこなうこととします。
5. 当社は、会員に対し、有益と思われるサービスや、当社ビジネスパートナーの商品・サービス等の情報を電子メールで送信する場合があります。この場合、当社が送付したメールやファイルが使用する会員のディスク容量は会員の負担とします。

第11条 （料金等）

会員契約に係る料金及び費用等（申告事項及び本件ID等の変更並びに本件ID等の再発行に係る料金及び費用等を含みます。）は無償とします。

第12条 （本サービスの提供）

1. 会員契約の成立により、会員は、本件ID等を使用して、次に掲げる行為を行うことができます。
 - (1) 本約款に基づく本サービスの利用
 - (2) 個別規程に定める付帯サービス等の利用
2. 会員は、本サービス及び付帯サービスの利用に際し、本約款及び個別規程に定める利用契約の申込みを行うものとします。
3. 会員は、本サービス及び付帯サービスの利用においては、本会員規約の他、本約款及び個別規程を遵守するものとします。

第13条 （利用環境の整備）

1. 会員は、本サービスを利用するために必要な通信機器、ソフトウェアその他これらに付帯して必要となる全ての機器を、自己の費用と責任で準備し、電気通信事業者等の電気通信サービス等を経由して本サービスを利用可能な状態に置くものとします。
2. 会員は、当社又は関係官庁等が提供する情報を参考にして、自己の利用環境に応じたコンピュータ・ウィルスの感染、不正アクセス及び情報漏洩の防止等のセキュ

リティを保持するものとします。

第14条（禁止事項）

1. 会員は、会員契約において以下の各号の行為を行ってはならないものとします。
 - (1) 本会員規約に定める当社所定の方式によらず、会員契約の内容や本サービスにより利用しうる情報を改ざん又は消去する行為
 - (2) 会員契約に違反して、第三者に本件 ID 等を利用させる行為
 - (3) 当社若しくは第三者の財産（知的財産権を除きます。）、プライバシー又は肖像権を侵害する行為、又は侵害する虞のある行為
 - (4) 当社若しくは第三者の特許権、著作権、商標権その他知的財産権を侵害する行為、又は侵害する虞のある行為
 - (5) 当社を差別若しくは誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
 - (6) 第三者になりすまして会員契約を締結する行為
 - (7) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は掲載する行為
 - (8) 会員登録サイト及び本ウェブサイト等の利用若しくは運営に支障を与える行為、又は与える虞のある行為
 - (9) 前各号のいずれかに該当する行為を助長する態様・目的でリンクをはる行為
 - (10) 法令若しくは公序良俗に違反し、又は当社若しくは第三者に迷惑若しくは不利益を及ぼす行為
 - (11) 上記各号の外、会員契約の目的を逸脱するものと当社が判断する行為
2. 会員は、認定利用者又は会員の従業員等（本条において、以下、総称して「会員等」といいます。）によって前項各号のいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合、又は該当する行為がなされる虞があると判断した場合は、直ちに当社に通知するものとします。
3. 当社は、捜査機関又は監督官庁より会員等に関する指導、摘発、注意若しくは照会を受けたときは、会員への通知及び同意を経ることなく、当該機関に会員等に関する情報を開示することができるものとします。
4. 前項の規定は、他の会員等若しくは第三者が会員等の行為が第 1 項各号のいずれかに該当するものとして、又は会員等の提供した情報が第 1 項各号のいずれかの行為に関連する情報であるとして、当社に会員等に関するクレーム、注意、照会等の請求をし、当社が適当と認めた場合について、準用するものとします。ただし、当社は、会員等と当該他の会員等又は第三者を取り次ぎし、仲介し、又は仲裁する義務を負うものではなく、会員等と当該他の会員等又は第三者との間のトラブル、紛争等については、会員等の責任の負担において解決するものとし、会員等は当社に対して一切の迷惑をかけないものとします。

第15条 （著作権等）

1. 会員登録サイト及び本ウェブサイトの著作権その他の知的財産権並びに当社又は会員登録サイト及び本ウェブサイトにかかる著作権者が提供する著作物に係る著作権その他の知的財産権は、当社又は当該著作権者に帰属するものとします。
2. 会員は、会員契約の履行により得られる著作物を、当社又は当該著作権者の事前の承諾なしに、私的使用の範囲を超える目的で複製し、出版し、放送し、公衆送信する行為等をその方法のいかんを問わず自ら行ってはならず、又は第三者をして行わせてはならないものとします。

第16条 （会員による会員契約の解除）

1. 会員は、当社に対して2週間前の通知をすることにより、将来向かって会員契約を解除することができます。
2. 会員は、前項の解除権を行使する場合には、当社の定める方式に従って当社に対して解除の通知を行うものとします。なお、当社の定める方式に従わない場合には、会員契約の解除の効果は生じないものとします。
3. 会員契約は、前2項による会員契約の解除より、会員が解除の通知において指定した日をもって終了するものとします。ただし、解除の通知から2週間以内に指定された場合、又は解除日の指定がない場合は、解除の通知の日から2週間経過した日をもって終了するものとします。

第17条 （当社による会員契約の解除）

1. 当社は、会員に以下の各号の事由が生じた場合、会員への事前の通知若しくは催告を要することなく、会員契約を即時解除することができるものとします。
 - (1) 本件 ID 等を不適切に利用し、当社が是正を求めたにもかかわらず、是正しないとき。
 - (2) 会員契約に定める債務の履行を怠り、かつ当社の催告にも拘らず是正しないとき。
 - (3) 前2号のほか、本会員規約に違反し、改善の見込みがないとき。
 - (4) 当社に対する通知内容等に虚偽記入又は悪意による誤記や記入もれがあったとき。
 - (5) 支払停止又は支払不能となったとき。
 - (6) 手形又は小切手が不渡りとなったとき。
 - (7) 差押え、仮差押え若しくは競売の申立があったとき又は公租公課の滞納処分を受けたとき。
 - (8) 破産、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始の申立をしたとき、又は

- 申立てを受けたとき。
- (9) 信用状態に重大な不安が生じたとき。
 - (10) 監督官庁から営業許可の取消、停止等の処分を受けたとき。
 - (11) 解散、減資、営業の全部又は重要な一部の譲渡等の決議をしたとき。
 - (12) 会員契約を履行することが困難となる事由が生じたとき。
2. 当社は、会員が次の各号に該当すると当社が判断した場合、何らの通知及び催告なしに会員契約を即時解除することができるものとします。
- (1) 反社会的勢力である場合、又は反社会的勢力であった場合
 - (2) 自ら又は第三者を利用して、当社に対して以下の行為を行った場合
 - ① 違法な又は相当性を欠く不当な要求
 - ② 有形力の行使に限定しない示威行為などを含む暴力行為
 - ③ 情報誌の購読など執拗に取引を強要する行為
 - ④ 被害者団体など属性の偽装による当社への要求行為
 - ⑤ その他「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」で禁止されている行為
 - (3) 当社に対して、自身が反社会的勢力である、又は関係者である旨を伝えるなどした場合
3. 会員が本サービスを長期間利用していない場合、当社は、会員に通知の上、いつでも将来に向かって会員契約を解除することができるものとします。
4. 会員が複数の会員契約を締結している場合において、その会員契約のいずれかが第1項又は第2項により解除されたときは、その解除と同時に他のすべての会員契約も解除されるものとします。

第18条 （会員契約の解除後の措置）

- 1. 前2条による会員契約の解除と同時に、会員契約の解除時点において存在する本サービスに係る利用契約も解除されるものとします。
- 2. 前2条による会員契約の解除（ただし、前条第3項による会員契約の解除を除きます。）及び前項による本サービスに係る利用契約の解除は、当社の会員に対する損害賠償請求を妨げないものとします。

第19条 （資料等の提供及び返還）

- 1. 会員は、当社から会員契約上の義務を遂行するために必要な資料等の提供の要請を受けた場合、当社に対し、これらが無償で提供することとします。
- 2. 会員が当社に提供する資料等につき、提供を拒み、若しくは又は提供を遅延し、又は若しくは内容等の誤りがあったことによって生じた会員契約における当社の履行遅滞並びに本約款における当社の本サービスの履行遅滞及び当社提供物（本約款に

定義します。)の瑕疵等の結果については、当社はその責を免れるものとします。

第20条（秘密情報の取扱）

1. 本会員規約において「秘密情報」とは、会員契約により、会員及び当社それぞれが知りえる相手方の内部情報、技術情報、システム及びノウハウ等の情報をいい、秘密情報である旨の明示の有無及び媒体（書面、写真、フィルム、磁気テープ、磁気ディスク等）に記載されているか否かを問いません。
2. 前項にかかわらず、次の各号の一に該当する情報は、秘密情報に該当しません。
 - (1) 情報を受領する前に、既に公知となっていた相手方の情報
 - (2) 情報を受領する前に、自らが既に知っていた相手方の情報
 - (3) 情報を受領した後に、自らの責めに帰すべからざる事由により公知となった相手方の情報
 - (4) 第三者から秘密保持義務を負うことなく合法的に入手した情報
 - (5) 相手方の秘密情報と無関係に独自に開発した情報
3. 会員及び当社は善良なる管理者としての注意義務をもって秘密情報を厳重に保管・管理し、自己の役員又は従業員（正社員、契約社員、派遣社員等を含むがこれらに限りません。本条において、以下「本件従業員等」といいます。）であって本業務に従事し当該秘密情報を知る必要がある者に限り、その必要な範囲内でのみ、これを開示するものとします。また、会員及び当社は、本件従業員等に対して会員契約に基づき自己の遵守すべき義務と同等の義務を負担させ、これを遵守させるものとし、本件従業員等の行為について全責任を負うものとします。
4. 会員及び当社は、相手方の事前の書面による承諾を得、かつ本契約と同等以上の秘密保持義務を課した場合以外には、秘密情報を第三者に開示しないものとします。
5. 会員及び当社は、前項に基づき第三者に秘密情報を開示した後は、当該第三者に本会員規約に定めるのと同等の秘密保持義務を負担させ、これを遵守するように監督するとともに、当該第三者と連帯して会員契約の義務の履行につきその責に任ずるものとします。
6. 会員及び当社は、秘密情報を本サービス遂行のためにのみ使用し、他の目的のために一切使用してはなりません。
7. 会員及び当社は、事前に相手方から承諾を得た場合以外は、秘密情報を態様、形態の如何を問わず複製又は複写してはなりません。ただし、第5条（本サービスの提供）第2項の場合は、その限りではありません。
8. 会員及び当社は、会員契約が終了したとき、又は相手方から要請があったときは、秘密情報及びその複製・複写物のすべてを相手方の指示に従い、当社が認めた合理的な範囲で速やかに相手方に返却又は廃棄（磁気その他の記憶媒体からの削除・消去を含みます。）し、当該結果を書面にて速やかに相手方に通知するものとします。

第21条 （個人情報の取扱）

当社が会員から入手した個人情報の取扱については、当社が別に定めるプライバシーポリシー（http://www.IDcf.jp/privacy_policy.html）及び個人情報の保護に関する規程に定めるところによることとします。

第22条 （免責）

1. 当社は、会員契約の履行により会員及び第三者に損害が生じた場合において、一切その賠償責任を負わないものとします。
2. 当社は、以下の事由により会員等に発生した損害については、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の請求原因の如何を問わず賠償の責任を負わないものとします。
 - (1) 会員契約の申込みにおいて、当社が公開しているウェブサイトに関する不具合、瑕疵、バグ等による損害
 - (2) 会員及び第三者の本件 ID 等の利用による損害
 - (3) 会員がセキュリティリスクのあるソフトウェア等を使用したことに起因する、又は会員の費用と責任で準備した利用環境に起因する機器及びデータ等の漏洩、滅失若しくは消失等による損害
 - (4) 会員が自己の費用と責任で準備した利用環境のコンピュータ・ウィルス感染、不正アクセス及び情報漏洩による損害
 - (5) 天災地変、騒乱、暴動等の不可抗力による損害
 - (6) 当社が定める手順・セキュリティ手段等を会員が遵守しないことに起因して発生した損害
 - (7) 当社の責に帰すべからざる事由による納品物の搬送途中での紛失等の事故
 - (8) 本サービスを利用するために会員が自己の費用と責任において準備した全ての機器及び電気通信サービス等の不具合等会員の利用環境の障害による損害
 - (9) 刑事訴訟法第 218 条（令状による差押え・捜索・検証）、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制の処分その他裁判所の命令若しくは法令に基づく強制的な処分による損害
3. 当社の責に帰すことができない事由から生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、データ等の滅失又は消失等に基づく損害及び会員の逸失利益については、当社は一切その賠償責任を負わないものとします。
4. 当社は、会員契約（本件 ID 等の付与又は変更を含みます。）に関して、会員と認定利用者若しくは会員の従業員等又は他の会員等その他の第三者（以下、総称して「本件第三者等」といいます。以下同じ。）との間で生じたトラブル・紛争等について一切責任を負わないものとします。

5. 当社は、会員契約に関し、本件第三者等に生じた損害について、一切その賠償責任を負わないものとします。

第23条（消費者契約に関する免責の特則）

本会員規約の条項のうち、次の各号に掲げるものは、個人の会員（事業として又は事業のために本会員規約に同意した会員を除きます。）については、当社の損害賠償責任の全部を免責するのではなく、会員契約において債務不履行又は不法行為により直接かつ現実に生じた損害を賠償する責めを負うものとします。ただし、この損害賠償額は、損害発生月の直前に会員が支払った1ヶ月間の本サービスに係る月額料金相当額を限度とします。なお、本約款に基づいて損害賠償を行った場合はこの限りではありません。

- (1) 会員契約における当社の債務不履行により会員に生じた損害を賠償する責任の全部を免責する旨を定める条項
- (2) 会員契約における当社の債務の履行に際してなされた当社の不法行為により会員に生じた損害を賠償する民法の規定による責任の全部を免責する旨を定める条項。
- (3) 会員契約の目的物に隠れた瑕疵があるとき（会員契約が請負契約である場合には、会員契約の仕事の目的物に瑕疵があるとき。）に、その瑕疵により会員に生じた損害を賠償する当社の責任の全部を免責する旨を定める条項。

第24条（権利義務譲渡の禁止）

会員は、会員契約上の地位又はこれに基づく権利若しくは義務の全部若しくは一部を第三者に対し譲渡、売買、名義変更、質権その他担保に供する等の行為をしてはならないものとします。

第25条（通知方法）

1. 本会員規約に基づき当社が会員に対して行なう通知その他の連絡は、当社ホームページによる掲示、電子メール、書面等の方式のうち、適切かつ合理的な方式でこれを行ないます。
2. 前項の通知その他の連絡は、会員の届けに従って行います。会員の届け出た連絡先が事実とは異なるために通知その他の連絡が会員に到達しなかったときは、その通知等が通常到達すべき時に会員に到達したものとみなします。
3. 通知その他の連絡を電子メールにより行った場合は、当社が会員の届け出た連絡先のアドレスに電子メールを発信した時点で到達したものとみなし、ホームページへの掲載により行った場合は、会員がホームページを閲覧することが可能となった時点で到達したものとみなします。

第26条 （準拠法）

会員契約の成立、効力、解釈及び履行は、日本国法に準拠するものとします。

第27条 （合意管轄）

会員と当社の間で訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所又は若しくは東京簡易裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とします。

第28条 （準拠法）

会員契約の成立、効力、履行及び解釈に関する準拠法は、日本法とします。

第29条 （協議等）

会員契約に規定のない事項及び規定された項目について疑義が生じた場合は両者誠意を持って協議の上解決することとします。なお、会員契約の何れかの部分が無効である場合でも、会員契約全体の有効性には影響がないものとし、かかる無効の部分については、当該部分の趣旨に最も近い有効な規定を無効な部分と置き換えるものとします。

附 則

本会員規約（Ver.1.0）は、2011年8月25日から実施します。

本規約には以下の文書が添付されています。

個人情報の保護に関する規程

個人情報の保護に関する規程

第1条 （本規程の位置づけ）

本規程は、本会員規約の一部を構成し、本規程に定めない事項については全て本会員規約の適用があるものとします。

第2条 （目的外利用の禁止）

当社は、会員より開示を受けた個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）については、本サービスの実施の目的にのみ使用し、それ以外の目的には一切使用しません。

第3条 （秘密保持）

当社は、いかなる理由があっても、個人情報の主体たる本人を含む第三者に個人情報を開示、提供又は漏洩しません。

第4条 （管理）

当社は、個人情報の機密保持に留意し、盗難、紛失、滅失、毀損又は漏洩等のないように厳重にこれを管理します。

第5条 （持ち出し禁止）

当社は、個人情報が記録されている媒体を業務遂行場所以外へ移動又は持ち出しません。ただし、会員の指示による場合、又は会員の承諾ある場合を除きます。

第6条 （管理責任者）

当社は、個人情報の管理責任者を置き、個人情報の管理にあたらせるものとします。

第7条 （管理責任者等の管理）

当社は、個人情報の管理責任者と個人情報を取扱う担当者を限定し、入退社や人事異動時の管理等については、適切にこれを行うものとします。

第8条 （アクセス制限）

当社は、個人情報のセキュリティ確保のために設備及びシステムを整備し、個人

情報へアクセスできる権限を持つ者担当者のみが個人情報にアクセスできるように管理するものとします。

第9条 （複製等の禁止）

当社は、開示者の事前の書面による承諾なしに、開示者より開示された個人情報を複製、変更又は抹消しません。

第10条 （本人からの請求）

当社は、個人情報の主体たる本人より、当該個人情報について、開示、修正、利用の停止、消去の請求を受けた場合又は当該個人情報の取り扱いに関する苦情の申立を受けた場合には、速やかにこれを会員へ通知し、その指示に従うものとします。

第11条 （報告）

当社は、会員の要求があった場合には、必要に応じて会員に対して個人情報の管理状況を報告します。

第12条 （返却等）

当社は、本サービスの終了時又は会員から要求があった場合、受領していた個人情報及びその複製物（情報を記録した媒体を含みます。）を全て会員へ返却するものとします。ただし、当該個人情報及びその複製物が、返却困難なものであるときは、当社は、開示者の指示に従ってこれを安全に破棄、消去することができるものとします。

第13条 （漏洩等の処理）

当社は、個人情報の取扱、使用、保管、保護、管理等につき、破損、紛失、漏洩等の事故が発生した場合は、速やかに当該事実を会員に通知し、その指示を受けます。